

中小企業活性化協議会に関するアンケート調査票

(調査主体：独立行政法人中小企業基盤整備機構)

本アンケート調査は、「中小企業活性化協議会」を利用された方の評価をいただき、サービス向上を図ることを目的に実施しています。貴金融機関にご回答いただいた内容が個別に公表されることは一切ありません。

ご多忙のこととは存じますが、上記の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

メインバンクとして関与していない場合や、モニタリングのみ関与の場合についても、評価できる項目について回答ください。

【回答方法】

- 質問に対する回答方法には、選択肢から選ぶものと文字で記入するものがあります。
- 選択肢から選ぶ場合には、選択肢の先頭の番号を○で囲んでください。また、選ぶ選択肢の個数は、質問文末尾の（ ）内の指示にしたがってください。

【記入例】協議会を知っていましたか。（○はひとつ）

①. はい

2. いいえ

- 自由記述に記載の際は、内に具体的な内容を文字で記入してください。

問1 貴機関についてお伺いします

問1-1 貴機関名をご記入ください。

問1-2 貴機関の種別をお選びください。（○はひとつ）

1. 銀行

4. 保証協会

2. 信用金庫

5. その他

3. 信用組合

()

問1-3 本店所在地をご記入ください。

都・道
府・県

問2 貴機関の融資先中小企業の業況についてお伺いします

問2-1 貴機関の融資先中小企業の業況について、最も近いものをお選びください。

(○はひとつ)

1. ほとんどの中小企業で業績は概ね好調
2. 好調な中小企業が多いものの、一部の中小企業では業績が低迷
3. 一部の中小企業では業績が好調だが、多くの中小企業は業績が低迷
4. ほとんどの中小企業で業績が低迷

問2-2

上記の業況に関して、中小企業に発生している課題認識について、貴機関が感じている業種に係る特色、地域的な課題、不振企業の特徴、低迷要因、今後の展望などをご記入ください。

問3 企業再生支援に関する体制・方針についてお伺いします

問3-1 (中小企業の) 事業再生を支援する専門組織の有無をお選びください。

(○はひとつ)

1. 専門の組織がある
(部署名：)
2. 専門の組織はないが、他の部署
(部署名：) に対応している
3. 専門の組織はないが、本支店で専任担当者制を採用している
4. その他 ()

問3-2

金融支援の選択肢の幅についてお伺いします。（中小企業の）事業再生における金融支援方針として、貴機関のお考えに最も近いものをお選びください。（○はひとつ）

1. 必要に応じて直接放棄、または第二会社方式（注1）による実質放棄等あらゆる手法を使う
2. 直接放棄には応じないが、第二会社方式による実質放棄であれば対応を視野に入れる
3. 直接放棄、実質放棄ともにできないが、債務の劣後化（D D S）等の手法を活用する
4. 債権放棄や債務の劣後化（D D S）等の手法の活用はできないが、債権売却（注2）によって（中小企業の）事業再生に協力
5. 債権放棄や債務の劣後化（D D S）、債権売却等の手法の活用はできないが、リスケジュールを行う
6. 現在は、当面の資金繰り支援を優先する（リスク等）
7. （中小企業の）事業再生には協力していくが、上記のいずれにも対応しない

次ページの
問3-4へ

問3-3へ

※注1：第二会社方式

「事業譲渡」または「会社分割」を用いて新会社に事業を承継した後、旧会社について特別清算や破産手続きを用いて債権放棄を受ける手法の総称

※注2：債権売却による（中小企業の）事業再生（協議会版債権売却スキーム）

債権放棄やD D S等の金融支援の代替手段として、協議会事業への誠実な対応が確約されるファンドやサービサーに債権売却することで抜本再生に協力するもの

問3-2で、「2」、「3」、「4」、「5」、「6」、「7」を選択した方

問3-3

「直接放棄に応じない」、「債権放棄に応じない」など、より抜本的な支援をとらず、制限的な対応をしている理由をご記入ください（例えば、D D Sまで活用可能であれば、債権放棄がとれない要因をご記入ください）。

【問3-2で、「3」、「4」、「5」、「6」、「7」を選択した方は問4にお進みください】

問3-2で、「1」、「2」を選択した方

問3-4

問3-4 債権放棄（直接放棄、第二会社方式による実質債権放棄）を実施した取引先に対しての融資姿勢について、貴機関の考え方に近いものを選びください。（○はひとつ）

1. 債権放棄をしてでも支援した先であり、積極的に対応していく } 問3-6へ
 2. 資金需要を把握した上で、是々非々で対応していく }
 3. 債権放棄を実施した先への融資は消極的とならざるを得ない → 問3-5へ
 4. その他 () → 問3-6へ

問3-6人

問3-4で、「3」を選択した方

問3-5

問3-5 融資姿勢が消極的とならざるを得ない理由をご記入ください。

問3-2で、「1」、「2」を選択した方

問3-6

問3-6 債権放棄（直接放棄、第二会社方式による実質債権放棄）を実施するに際して、貴機関の自力再生（スポンサーが関与しない案件）に関する考え方に近いものをお選びください。（○はひとつ）

1. 事業スポンサーが入る案件でなければ債権放棄に応じることはできない
2. 事業スポンサーもしくは再生ファンドが入る案件でなければ債権放棄に応じることはできない
3. 親族や従業員が承継する案件であっても経営者が退任するのであれば債権放棄に応じることは可能
4. 経営者が続投する案件であっても債権放棄に応じることは可能
5. その他（ ）

問3-2で、「1」、「2」を選択した方

問3-7

問3-7 再生案件における外部スポンサー選定への関与について、貴機関の考え方に近いものをお選びください。（○はひとつ）

1. スポンサー探索については積極的に協力し、債務者のフィナンシャルアドバイザー（FA）に就任する等債務者から報酬を得ることもある
2. スポンサー探索については積極的に協力するが、債務者から報酬を得ることはない。一方で買い手サイドのFAに就任する等により、買い手サイドから報酬を得ることもある
3. スポンサー探索については積極的に協力するが、債務者及び買い手サイドから報酬を得ることはない
4. スポンサー探索については関与しない
5. その他（ ）

【再び、全員の方】

**問4 中小企業活性化協議会（以下、協議会）の
利用状況についてお伺いします**

問4-1 協議会の利用実績をお選びください。(○はひとつ)

1. 過去 1 年以内に利用した
2. 過去 1 年以内の利用はないが、それ以前に利用した
3. 利用したことがない

問4-2・問4-3へ

次ページの問4-3へ

※過去1年以内とは概ね令和5年9月～令和6年8月までです。

※「1. 過去1年以内に利用した」を選択した方は協議会の評価（別紙）もご回答ください。

問4-1で、「1」、「2」を選択した方

問4-2 協議会を利用した理由をお選びください。（○はいくつでも）

1. 私的整理の経験が少ない、あるいは余裕がなかったため
2. 私的整理において、公正中立な機関が関与した方が望ましかったため
3. 協議会が関与した方がメイン寄せを回避できるため
4. 協議会が関与した方が複数の金融機関との調整が円滑に図れるため
5. 行内ルールとして、（中小企業の）事業再生では協議会を活用するルールが定着しているため
6. 協議会を利用することにより適用できる制度融資等があるため
7. 協議会を利用することにより、税務上の恩典等が得られるため
8. 他の金融機関からの要請があったため
9. 債務者区分のランクアップの確実性が高まるため
10. 公的な企業再生ファンド活用が必要と考えたため
11. デューデリ費用の一部補助があるため
12. ノウハウ吸収のため
13. 「金融庁の監督指針等」で協議会の活用が示されているため
14. 融資先中小企業が抱える「滞納税金・社会保険料」の解消を支援する必要があるため
15. 融資先中小企業の「事業承継」を支援する必要があるため
16. その他（ ）

【再び、全員の方】

問4-3

協議会では中小企業自らの相談を対象とする「窓口相談」のほかに、直接、金融機関、土業などからの「事前相談」を受けていますが、貴機関の対応についてお選びください。
(○はひとつ)

1. 融資先中小企業について、「事前相談」を協議会の制度全般で活用している
2. 「事前相談」ができることは、知っていたが、活用していない
3. 「事前相談」ができることは、知らなかったが、活用してみたい
4. 「事前相談」ができることは、知らなかったが、活用は考えていない

※協議会では、中小企業（対象企業）からの相談を「窓口相談」と呼んでいます。
対象企業以外からの相談を「事前相談」と呼んで区分しています。

問4-4

私的整理対応時における協議会の今後の利用方針について、中小企業の事業再生等に関するガイドライン（中小企業版GL）の利用も踏まえてお選びください。
(○はひとつ)

1. 今後も（今後）は協議会を優先的に利用する方針
2. 今後も（今後）は利用するが、中小企業版GLも並行していく方針
3. 今後も（今後）は中小企業版GLを優先的に利用していく方針
4. 両方とも利用しない方針

問4-5

現時点での中小企業版GLの利用状況についてお選びください。(○はひとつ)

1. 中小企業版GL/再生型の活用実績がある
2. 中小企業版GL/廃業型の活用実績がある
3. 中小企業版GL/再生型、廃業型の両方で活用実績がある
4. 活用実績はない

問4-6

中小企業版GLの利用についての貴機関の方針を踏まえて、今後の協議会の利用についての方針をご記入ください。

（協議会も中小企業版GLも利用しない方針の場合は、どのような方針で対策を講じていく方針かをご記入ください。）

問5 中小企業活性化協議会の取組みについてお伺いします

【収益力改善支援】

5-1 収益力改善支援の活用方針についてお伺いします。

収益力改善支援では、有事に移行する恐れのある中小企業を対象に、収益力改善アクションプラン＋簡易な収支＋資金繰り計画の策定支援を行います。収益力改善支援（金融支援なし・3年）と、収益力改善支援（金融支援あり・1年）があります。詳しくは、中小企業庁のホームページで閲覧できます。

問5-1①

「収益力改善支援」を活用したことがありますか。（○はひとつ）

1. 活用したことがある



問5-1②へ

2. 今後活用したいと考えている



問5-1③へ

3. 活用したいとは思わない

4. 内容がわからない

5. 知らなかった



問5-1④へ

問5-1①で、「1.活用したことがある」を選択した方

問5-1②

「活用したことがある」場合、金融支援の有無をお選びください。

（○はひとつ）

1. 収益力改善計画（金融支援なし・3年計画）

2. 収益力改善計画（金融支援あり・1年計画）

3. 両方活用している

問5-1①で、「1」、「2」を選択した方

問5-1③

「収益力改善支援」は、どのような中小企業での利用を想定されていますか。また、利用促進にはどのようなことが必要だと考えていますか。

問5-1①で、「3」、「4」、「5」を選択した方

問5-1④

どのような制度であれば活用できると思いますか。または、制度としてどのようなものが望ましいと思いますか。

5-3 再チャレンジ支援および経営者保証に関するガイドラインの活用方針についてお伺いします。

経営者保証に関するガイドラインを実施する場合は、「実施基本要領 別冊 4 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」に沿って行われます。また、この際、主債務の整理（債権放棄等）と合わせて、保証債務の整理を行うものを【一体型】といい、主債務について特定調停、破産手続き等で整理し、保証債務のみを協議会のガイドライン手続きで整理するものを【単独型】といいます。

【5-3-1 再チャレンジ支援について伺います。】

【5-3-2 協議会の支援による「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理【一体型】についてお伺いします。】

1. 活用したことがある
2. 今後活用したいと考えている
3. 活用したいとは思わない
4. 内容がわからない
5. その他 ()

問5-3-2②

問5-3-2①で「1」、「2」を選択した方は、協議会以外の手続も（を）活用しているようであればご記入ください。また、「3」以下の選択をした方は、活用が進まない理由をご記入ください。

【5-3-3 協議会の支援による「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理【単独型】についてお伺いします。】

問5-3-3①

協議会の支援による「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理【単独型】を活用したことがありますか。（○はひとつ）

1. 活用したことがある

2. 今後活用したいと考えている

3. 活用したいとは思わない

4. 内容がわからない

5. その他（
- ）

問5-3-3②

問5-3-3①で「1」、「2」を選択した方は、協議会以外の手続も（を）活用しているようであればご記入ください。また、「3」以下の選択をした方は、活用が進まない理由をご記入ください。

【5-3-4 特定調停による「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理【単独型】についてお伺いします。】

問5-3-4①

特定調停による「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理【単独型】を活用したことがありますか。（○はひとつ）

1. 活用したことがある

2. 今後活用したいと考えている

3. 活用したいとは思わない

4. 内容がわからない

5. その他（
- ）
- 問5-3-4②へ

問5-4へ

問5-3-4①で、「1」、「2」を選択した方

問5-3-4②

問5-3-4①で「1」、「2」を選択した方は、協議会ではなく特定調停を利用したい理由をご記入ください。

【再び、全員の方】

【協議会が嘱託した外部専門家の評価】

問5-4 協議会が委嘱した外部専門家の「評価」をお伺いします。

①協議会を利用した際に、委託された専門家（○はいくつでも）

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1. 弁護士 | 4. 中小企業診断士 |
| 2. 公認会計士 | 5. コンサルタント |
| 3. 税理士 | 6. その他（ ） |

②外部専門家の評価（○はひとつ）

- | | | | | |
|-------|---------|--------------|---------|-------|
| 1. 良い | 2. やや良い | 3. どちらともいえない | 4. やや悪い | 5. 悪い |
|-------|---------|--------------|---------|-------|

②で、「1」、「2」を選択した方

③「良い」、「やや良い」の場合の理由
（○はいくつでも）

- | |
|--------------------------------|
| 1. 十分な知識・経験があった |
| 2. 意見について丁寧な対応を受けた |
| 3. 成果物が十分だった |
| 4. その他（ ） |

②で、「4」、「5」を選択した方

④「やや悪い」、「悪い」の場合の理由
（○はいくつでも）

- | |
|--------------------------------|
| 1. 知識・経験に不足を感じた |
| 2. 意見について対応が不十分だった |
| 3. 成果物が不十分だった |
| 4. その他（ ） |

⑤ 協議会が嘱託する外部専門家に対する貴機関の課題認識をお聞かせください。

--

⑥ ①の外部専門家の名称等（任意）

--

5-5 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業の活用方針について伺います

中小企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関（認定支援機関）が、金融支援が必要な中小企業・小規模事業者の依頼を受けて、経営改善計画の策定支援などを行うことで経営改善を促進する事業で、一定の条件のもとで費用等を負担するものです。2013年3月から開始しています。詳しくは、中小企業庁のホームページで閲覧できます。

「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を活用したことがありますか。(〇はひとつ)

-

問5-6①へ

活用したいと思わない理由をご記入ください。

5-6 認定支援機関による早期経営改善計画策定支援事業の活用方針についてお伺いします

中小企業経営力強化支援法に基づき認定された、経営革新等支援機関（認定支援機関）が、資金繰り管理や採算管理など基本的な内容の経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者に対し、早期の経営改善計画の策定支援などを行うことで早期の経営改善を促進する事業で、一定の条件のもとで早期の改善計画策定に要した費用等を負担するものです。2017年5月から開始しています。詳しくは、中小企業庁のホームページで閲覧できます。

「認定支援機関による早期経営改善計画策定支援事業」を活用したことがありますか。(〇はひとつ)

-

次ページの問5-6③へ

問5-6①で、「3」を選択した方

問5-6②

活用したいとは思わない理由をご記入ください。

【再び、全員の方】

問5-6③

「早期経営改善計画策定支援事業」について、令和6年2月より民間金融機関による運用を開放しましたが、現在にいたるまでに利用申請、または、活用したことがありますか。（○はひとつ）

本項目につきまして保証協会様は回答不要です。

1. 活用したことがある



次ページの問5-7①へ

2. 今後活用したいと考えている



問5-6④へ

3. 活用したいとは思わない



問5-6⑤へ

4. 内容がわからない

5. その他（



次ページの問5-7①へ

問5-6③で、「2」を選択した方

問5-6④

活用したいと考えているものの、現時点で活用に至っていない理由があればご記入ください。

問5-6③で、「3」を選択した方

問5-6⑤

活用したいとは思わない理由をご記入ください。

【再び、全員の方】

【トレーニー制度】

5-7 トレーニー制度の活用状況についてお伺いします

協議会では、再生支援のノウハウを地域に還元し、地域の再生支援の質を向上させることを目的として、金融機関等の職員をトレーニーとして採用し、実習・OJTを通じてノウハウを習得する機会を提供しています（地域研修）。併せて他地域のトレーニーや再生支援の専門家とのネットワーク構築を行い、他地域の金融機関とのつながりや本業支援の質の向上を図っています。全国本部では、トレーニー研修制度の採用者を対象として地域研修の期間に、事業再生及び中小企業活性化協議会事業に関する座学研修を行っています（集合研修）。また、例年高評価を得ている協議会の統括責任者等による講義を、集合研修と合わせて実施しています（他地域研修）。

問5-7① 「トレーニー制度」を活用していますか。（○はひとつ）

- | | | |
|--------------------------------|---|----------|
| 1. 活用している | → | 問5-7②、③へ |
| 2. 今後活用したいと考えている | } | 問5-7④へ |
| 3. 活用したいとは思わない | | |
| 4. 内容がわからない | | |
| 5. その他（ ） | | |

問5-7①で、「1」を選択した方

問5-7② トレーニー制度の評価をお選びください。（○はひとつ）

- | | | |
|---------|--------------|---------|
| 1. 良い | 3. どちらともいえない | 4. やや悪い |
| 2. やや良い | | 5. 悪い |

問5-7③ ②の理由をご記入ください。

【再び、全員の方】

問5-7④ 今後トレーニー制度に期待することをご記入ください。

問6 中小企業活性化全国本部についてお伺いします

中小企業活性化全国本部は、中小企業基盤整備機構内に設置された、各地の協議会を側面支援するための組織です。

再生業務に関するセミナーや勉強会の実施や、各地の協議会からの要請に基づいて個別案件の支援を行っています。

問6-1 全国本部による支援を活用したことがありますか。（〇はいくつでも）

1. 全国本部と個別案件の再生に取り組んだことがある
2. 全国本部による個別金融機関向けのセミナー・勉強会を開催したことがある
3. 全国本部主催のセミナーに参加したことがある
4. 全国本部のウェブサイト閲覧したことがある
5. その他（ ）
6. 上記のいずれもなし

問6-2 全国本部にどのような役割を期待していますか。（〇はいくつでも）

1. 個別案件のサポート機能
2. 各都道府県の協議会運営のサポート機能
3. セミナー・勉強会等の充実（金融機関内部向け（個別行を対象））
4. セミナー・勉強会等の充実（債務者企業向け）
5. セミナー・勉強会等の充実（地域金融機関向け（複数行を対象））
6. セミナー・勉強会等の充実
（その他 → 具体的に： ）
7. その他（ ）

問6-3 全国本部に対するご意見、ご要望があれば、お書きください。

問7 ご意見・ご要望等

問7

中小企業の収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジ全般で、関連する国の施策、協議会のあり方、今後協議会に求めたい新たな施策等について、ご意見・ご要望があれば、お書きください。

【別紙】への回答にもご協力をお願いいたします

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒（切手不要）にて、11月30日（土）までに
ご投函・ご返信いただきますようお願いいたします。